

京都市告示第 157 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 21 年 6 月 12 日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類 市 道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
久我11号線	伏見区久我森の宮町12番地の105地先から	旧	メートル 11.70	メートル 5.40 ~ 5.81
	同町167番地地先まで	新	11.70	7.47
	伏見区久我森の宮町11番地の73地先から	旧	13.20	4.80
	同町11番地の69地先まで	新	13.20	6.52 ~ 6.53
久我23号線	伏見区久我森の宮町13番地の142地先から	旧	215.60	0.50 ~ 5.00
	同町6番地の72地先まで	新	235.30	1.46 ~ 12.00
久我25号線	伏見区久我森の宮町13番地の199地先から	旧	135.60	0.50 ~ 0.90
	同町11番地の1地先まで	新	128.30	0.73 ~ 7.10

(建設局土木管理部道路明示課)